

# 第4回「兵庫県特定外来生物対策本部会議」 次 第

日時：令和8年5月21日(木) 10:30～11:00  
場所：県庁2号館5階庁議室（オンライン併用）

- 1 特定外来生物の発生状況
- 2 令和8年度の事業展開
- 3 普及啓発の強化
- 4 意見交換
- 5 知事メッセージ

## 【出席者】（調整中）

	所属・職名等	氏名
本部長	知事	齋藤 元彦
副本部長	副知事	守本 真一
本部長	農林水産部長	菅村 哲也
	環境部長	上西 琴子
	土木部長	宇野 文章
	神戸県民センター長	小倉 陽子
	阪神南県民センター長	團野 礼子
	阪神北県民局長	小野山 正
	東播磨県民局長	近都 学
	北播磨県民局長	梅田 孝雄
	中播磨県民センター長	井野 健三郎
	西播磨県民局長	中野 恭典
	但馬県民局長	上田 英則
	丹波県民局長	福井 昌樹
	淡路県民局長	長友 幸一

	所属・職名等	氏名
準本部長	総務部・財務部総務課長	西尾 卓也
	企画部総務課長	鳥田 信次
	県民生活部総務課長	吉村 興二
	危機管理部総務課長	正垣 あおい
	福祉部総務課長	佐城 永修
	保健医療部総務課長	松本 尚久
	産業労働部総務課長	前川 学
	まちづくり部総務課長	村尾 和美
	企業庁総務課長	入江 浩子
	病院局企画課長	有本 盛彦
	教育委員会総務課長	兼本 浩孝

## （事務局）

	所属・職名等	氏名
事務局長	環境部次長	大戸 満成
事務局次長	環境部自然鳥獣共生課長	相浦 輝之
事務局員	環境部自然鳥獣共生課副課長	永田 剛
	環境部自然鳥獣共生課主査	隈部 康晴
	環境部自然鳥獣共生課主任	田中 宏幸
	環境部自然鳥獣共生課主事	札 咲弥華

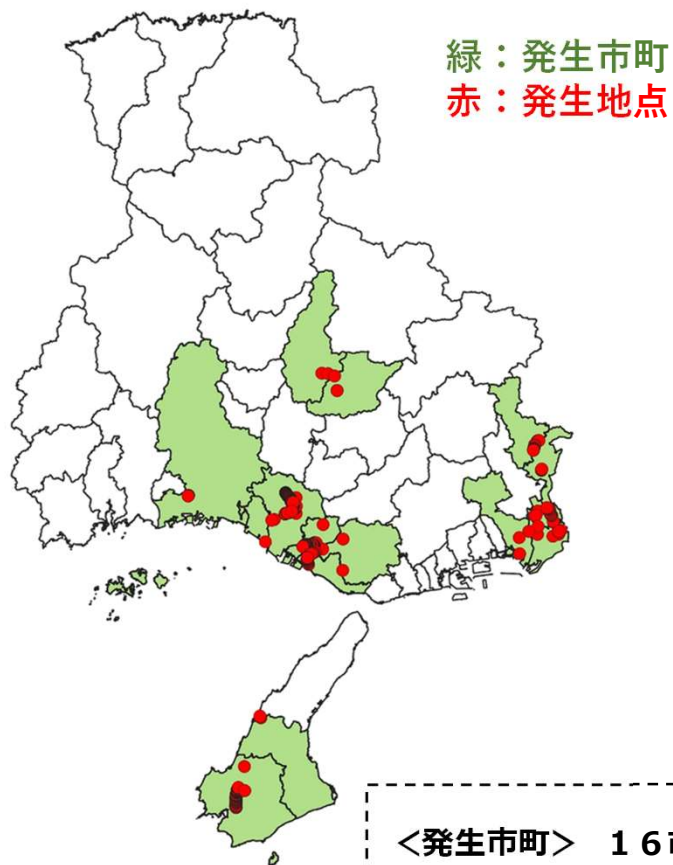
※：オンライン出席

# 1 特定外来生物の発生状況

# 特定外来生物の発生状況

02

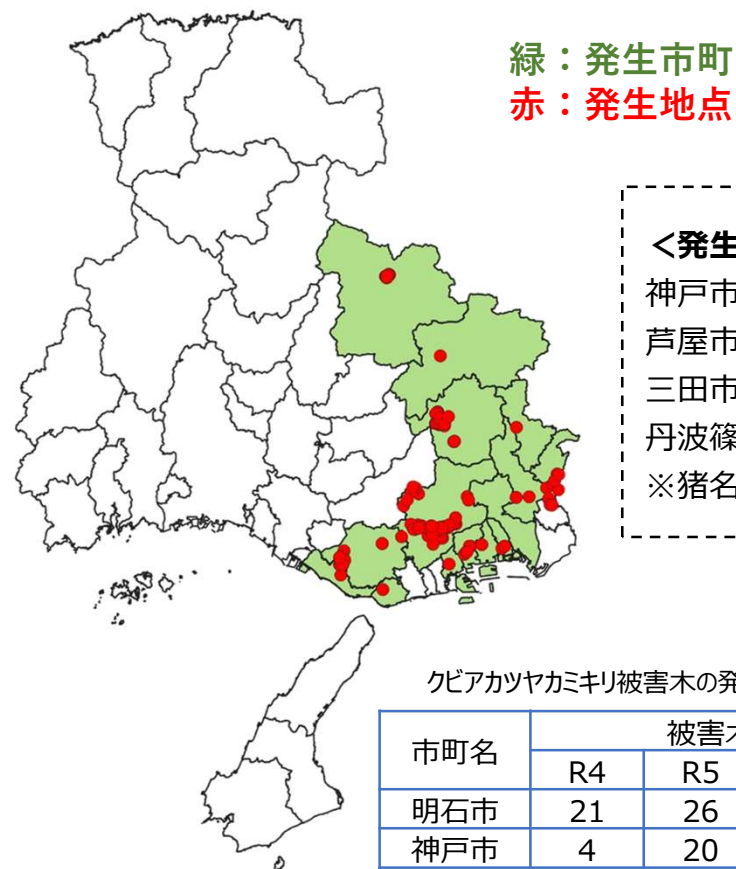
## ナガエツルノゲイトウ



### <発生市町> 16市町

神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、  
西宮市、洲本市、伊丹市、加古川市、  
西脇市、高砂市、川西市、南あわじ市、  
猪名川町、稲美町、播磨町、多可町  
※R7新規発生市町なし

## クビアカツヤカミキリ



### <発生市町> 10市町

神戸市、明石市、西宮市、  
芦屋市、宝塚市、川西市、  
三田市、猪名川町、  
丹波篠山市、丹波市  
※猪名川町はR8.4月に確認

クビアカツヤカミキリ被害木の発生状況 (R8.3.31現在)

市町名	被害木数(フラス発生木)				
	R4	R5	R6	R7	計
明石市	21	26	67	64	178
神戸市	4	20	147	201	372
芦屋市	7	0	0	0	7
西宮市	-	1	1	0	2
三田市	-	-	51	53	104
丹波市	-	-	-	27	27
丹波篠山市	-	-	-	0	0
宝塚市	-	-	-	3	3
川西市	-	-	-	8	8
計	32	47	266	356	701

# 兵庫県特定外来生物対策本部の設置（第1回本部会議資料から抜粋）

特定外来生物の分布が拡大している現状を踏まえ、今後必要となる対策等について全庁横断的に検討・実施するため、新たに「**兵庫県特定外来生物対策本部**」を設置する。

## 【背景】

本県は国際港である神戸港や姫路港、一部国際化した神戸空港を擁しており、国内の交通の結節点であるため、多くの特定外来生物の侵入・定着を許し、分布範囲が拡大している。

### ナガエツルノゲイトウ



#### 県下16市町で発生

※平成元年尼崎市で初めて発見（国内初）

凄まじい繁殖力・再生力で農業被害や生態系被害等のおそれ

### クビアカツヤカミキリ



#### 県下9市で発生

※令和4年明石市で初めて発見

サクラ、モモ、ウメなどの樹木に発生し、枯死させるほか、倒木のおそれ

## 1 検討内容等

- 全庁横断での検討によるナガエツルノゲイトウ及びクビアカツヤカミキリに係る対策の強化
- 地域の実情を踏まえた対策実施のため、発生地域では必要に応じて地域部会を設置

### （地域部会の役割）

- ・ 地域における対策目標、対策の優先順位の設定
- ・ 対策目標に応じた防除手法の検討
- ・ 防除体制の整備、防除活動の実施 等

地域部会の取組は対策本部で共有し、優良事例の横展開や更なる取組の検討などにつなげる

## 2 構成

知事を本部長、副知事を副本部長とし、関係部長、県民局・センター長等で構成（詳細次頁）

## 3 設置

令和7年8月8日（金）

## 〈対策本部構成メンバー〉

役職	所属・職名	役割
本部長	知事	
副本部長	副知事	
本部員	環境部長	対策本部統括、生態系保全 等
	農林水産部長	農業者等との調整、農業被害防止 等
	土木部長	河川、道路被害対策 等
準本部員	県民局長・ 県民センター長	地域の実情を踏まえた監視及び防除活動の実施 地元市町との連携・調整 等
	各部総務課長等	所管施設等における被害拡大防止対策 等

※ 実務的な協議を行うため、本部会議の下部組織として幹事会を設置(環境部、農林水産部、土木部の担当課長を想定)

※ 発生地域の県民局・県民センターは、必要に応じて「特定外来生物対策地域部会」を設置(本庁関係課はオブザーバー参加)

## 2 令和8年度の事業展開

# 対応方針

## ■ナガエツルノゲイトウ

### ① 各地域で必要となる対策の早期実施

各地域で実施する対策については、地域部会での検討結果に基づき、生態系、農林水産業等への被害が懸念される箇所等、必要となる対策を早期に実施

## ■クビアカツヤカミキリ

### ② 防除指針の策定

各地域のケースに応じた対応を推進するため、分布調査を実施の上、防除指針を策定

### ③ 防除実施にあたっての資材、専門性及びマンパワーの確保

地域における防除対応に必要な資材の配置、職員を対象とした研修実施や専門家派遣、早期対策を実現するため必要なマンパワーを確保

## ■共通

### ④ 効果的な防除手法の確立

防除手法の確立のための実証事業の実施

### ⑤ 地域での防除実施を補完する各種取組の実施

県民からの通報制度の活用促進や、県民ボランティアによるモニタリングの実施、人員体制面の充実等について検討

### ⑥ 中長期的な対応を可能とする体制確立

特定外来生物対策については、財源や組織・人員面を含め、中長期的な取組が可能となるよう、必要となる規程整備等を実施

# 【ナガエツルノゲイトウ】

## ①各地域で必要となる対策の早期実施

繁茂箇所の下流に農業用取水口がある河川・ため池や農地内で繁茂している箇所等、農業被害が生じる可能性のある箇所について、地域部会での検討結果を踏まえて優先的に防除を実施

### ○地域における防除の実施

地域	対策箇所	予算区分	R8年度の実施概要	実施方法	実施時期
神戸	ことりばべいけ 小鳥喰池	R8当初	敷設済み遮光シートのメンテナンスやため池管理者への防除指導	補助(神戸市)	農繁期以降11月末までに施工予定
	新川池	R8当初	オイルフェンス設置	補助(加古川市)	秋以降に落水した後
東播磨	寛政池	R8当初	敷設済み遮光シート・流出入防止ネット・オイルフェンスのモニタリング 〃 のメンテナンス	委託 補助(明石市)	モニタリング調査後(5月以降)
	天満大池	R8当初	敷設済み遮光シート・流出入防止ネット・オイルフェンスのモニタリング 〃 のメンテナンス	委託 補助(稲美町)	モニタリング調査後(5月以降)
	新仏池	R7.12補正	遮光シート敷設	委託	R8.11～R9.3
		R8当初	敷設済み流出入防止ネット・オイルフェンスのモニタリング 〃 のメンテナンス	委託 補助(稲美町)	モニタリング調査後(5月以降)
	加古大池	R8当初	敷設済み遮光シート・流出入防止ネットのモニタリング 〃 のメンテナンス	委託 補助(稲美町)	モニタリング調査後(5月以降)
	瀬戸川	R7.12補正	遮光シート敷設	委託	R8.11～R9.3
	西川・権現川	R7.12補正	河川内の抜き取り	委託	R8.11～R9.3
	喜瀬川	R7.12補正	河川内の抜き取り	委託	R8.11～R9.3
北播磨	西脇市	R8当初 (①はR7当初 繰越分含む)	①農業用水路における遮光シートの設置 ②農地内(畦畔等)を対象に除草剤の体系防除を実施	①補助(西脇市) ②委託	①4月上旬～田植えまでと稲刈り後の2回に分けて施工予定 ②R8.6～R9.3

※その他、対策が必要な箇所について、地域部会における検討結果を踏まえ、適宜対応

	オイルフェンス	流出入防止ネット
概要	河川から水利施設等への断片の侵入を防止	ため池から用水路、用水路から水田などへのナガエの断片の流出入を防止
写真		
	遮光シート	抜き取り
概要	太陽光を遮断し、光合成を阻害することで枯死	繁茂箇所を土砂ごと除去し、区域外へ搬出・処分
写真		

# 【クビアカツヤカミキリ】

## ②防除指針の策定

## ③防除実施のための資材、専門性及びマンパワーの確保

課題	対応	令和8年度の実施概要
発生状況の共有と防除指針の策定	各地域のケースに応じた対応を推進するため、分布調査を実施の上、防除指針を策定	R7年度は、バラ科樹木の生育状況やクビアカの発生状況、幹線道路の情報等から、将来的に発生する可能性が高い地域を予測 R8年度は、分布調査を実施し、防除指針として取りまとめ
防除実施にあたってのマンパワーの充実	クビアカツヤカミキリの分布が年々拡大している現状を踏まえ、早期対策を実現するため、必要な体制を確保	未発生市町における初確認年度内の初期防除（ネット巻き作業）を外部委託により実施 県は市町及び専門家等と連携して周辺調査を実施
防除資材の県民局等への配備	地域における防除対応に必要な資材を事前に配備	既発生市町においても、体制整備が整っていない場合には、県民局等の防除資材を活用
防除実施にあたっての専門性の確保	防除にあたっての専門家の派遣 等	調査、防除の実施にあたり、必要に応じて派遣を実施

	浮かせる巻き方	浮かせない巻き方
概 要	伐採をしない場合に、成虫の脱出や樹幹への産卵を防止するための巻き方	伐採をする場合に、伐採までの間、緊急的に成虫の脱出を防止するための巻き方
写 真		

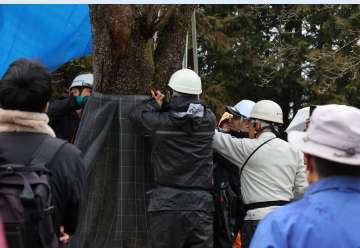

## 【共通】 ④効果的な防除手法の確立

### ○実証事業等の実施

地域	実施箇所	内容	令和8年度の実証概要
クビアカツヤカミキリ			
神戸 阪神北	神戸市、川西市	果樹園におけるクビアカツヤカミキリ防除体系実証 封じ込めや被害低減を目的とした、生産地域で取り組む新たな防除体系の確立に向けた実証を実施	発生状況調査、農薬の一斉防除、周知啓発等の取組を一体的に実施（4月から実施）
ナガエツルノゲイトウ			
北播磨	多可町	有機農業・多毛作地域における防除実証 農地での防除手法として、①有機農業で利用できる食酢等を活用した低密度管理、②多毛作地域での栽培期間中の除草剤体系処理について実証を実施	食酢等を活用した抑草技術を実証（4月から実施）
淡路	南あわじ市志知等		多毛作（水稻、レタス、玉ねぎ等）栽培における除草剤の体系処理を実証（5月から実施）
	南あわじ市志知中島等		農業用水路における防除技術実証等 農業用水路における防除手法として、①法面被覆工法、②水路の目地詰め工法の実証を実施

# 【共通】⑤地域での防除実施を補完する各種取組

## ○ 事前の被害予防対策やボランティア制度の創設、職員に対する研修会など、各種取組を実施

事業名	令和8年度の取組概要
桜の木を守ろうプロジェクト	<p>クビアカツヤカミキリによる被害を受けていない桜や梅の名所等において、防除対策に係る実地講習会を開催し、クビアカツヤカミキリ被害の未然防止に対する意識を向上する。</p> <p>○講習会 クビアカツヤカミキリの生態、対策等に係る<b>座学講習</b>、防除に係る<b>実地講習</b>（専門家によるデモンストレーション）</p> <p>○開催場所 県内の桜、梅等の名所 ※各地域1か所程度を市町、自治会等の応募から選定</p> <p>○募集時期 9月頃募集開始</p> <p>○実施時期 10月～2月（羽化シーズン終了後）</p> <div data-bbox="510 730 1400 1109" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>令和7年度桜の木を守ろうプロジェクト実施概要</b></p> <p>桜の名所で知られる「立雲峡」において以下のとおり実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日時 令和8年3月7日（土）13:30～16:30</li> <li>・場所 （座学）竹田地区市民会館 （実地）立雲峡駐車場</li> <li>・内容 （座学）クビアカツヤカミキリに関する基礎知識の講習 （実地）クビアカツヤカミキリ被害予防のための対策に関する講習</li> <li>・参加者数 38人</li> </ul> </div> <div data-bbox="1422 853 1780 1101" style="text-align: center;">  </div> <div data-bbox="1803 742 2161 1101" style="text-align: center;">  </div>
県・市町職員対象研修会	<p>特定外来生物対策に取り組む職員及び公立施設等を管理する職員等を対象とした研修会を開催し、各対策実施主体の特定外来生物対策に係る知見を深める。</p> <p>○対象者 県、市町職員（農業者指導、道路・河川・公園・公立施設等管理の所管部署）等</p> <p>○開催時期 9月以降随時</p> <p>○開催場所 県内3か所程度</p> <p>○研修内容 特定外来生物、外来生物法の概要、防除対策の基礎、専門家による講演 等</p> <div data-bbox="1422 1316 2161 1452" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>令和7年度県・市町職員対象研修会実施概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日時 令和8年3月3日（火）14:00～16:40</li> <li>・場所 神戸市教育会館大ホール</li> </ul> </div>

## 【共通】⑤地域での防除実施を補完する各種取組

### ○ 事前の被害予防対策やボランティア制度の創設、職員に対する研修会など、各種取組を実施

事業名	令和8年度の取組概要									
クビアカツヤカミキリ発見通報インセンティブイベントの実施	<p>事前に参加申込みを行った県民からの確定通報件数上位20名に対してデジタル商品券等を進呈することで、県民の通報への協力、通報システムの活用を促進し、早期発見・早期防除に繋げる。</p> <p>○実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に参加申込みを行った県民にIDを交付</li> <li>・イベント実施期間中に、参加者がフラスを発見した場合、通報フォームへ投稿</li> <li>・投稿件数を集計後、通報件数順位に応じてデジタル商品券等を配布</li> </ul> <p>○実施期間 10月～2月（羽化シーズン終了後）</p> <p>○実施場所 兵庫県内</p> <p>○参加申込期間 9月頃～随時受付（人数：無制限）</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1位～5位</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>6位～10位</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>11位～20位</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	順位	金額	1位～5位	10,000円	6位～10位	5,000円	11位～20位	2,000円
順位	金額									
1位～5位	10,000円									
6位～10位	5,000円									
11位～20位	2,000円									
Hyogoクビアカツヤカミキリ見張り隊（追加募集）	<p>県民によるボランティア「Hyogoクビアカツヤカミキリ見張り隊」を創設し、クビアカツヤカミキリの早期発見、早期対策により、被害の拡大を防止する。</p> <p>○応募資格</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内在住の小学1年生以上であること</li> <li>・県の特定外来生物対策に関する施策を理解し、推進する意欲があること</li> </ul> <p>○任期 入隊の日～令和13年3月31日</p> <p>○活動内容 クビアカツヤカミキリの成虫やフラスを発見した際の、県への通報</p> <p>○募集時期 6月頃～</p> <p>○募集人数 170名程度（令和8年3月末登録者数：29名）</p> <p>○入隊要件 入隊希望者に対する研修会に参加し、修了すること</p>									



## 3 普及啓発の強化

## 普及啓発の強化

特定外来生物（ナガエツルノゲイトウ、クビアカツヤカミキリ）に関する県民の理解・関心を高め、早期発見・早期防除につなげるため、幅広い層に対して多様な広報媒体等を活用した普及啓発活動を展開する。

### ● 時期に応じた啓発

#### ○ナガエツルノゲイトウ

- ・ 冬の間は地上部が枯れて、発見が困難なことから、活性期(繁茂期)である5月～9月にかけて発見を呼びかけ(それ以外の時期に一般県民が発見しようとするれば、危険を伴う場合あり)

#### ○クビアカツヤカミキリ

- ・ 活性期(成虫発見時期)には、他の樹木への被害拡大防止の観点から、成虫発見時の通報及び捕殺の呼びかけを強化
- ・ フラスについては、幼虫が活動している樹木の根元等には年中フラスが出ていることから、年間を通した通報の呼びかけが必要
- ・ 特にお花見時期には、県民が桜の花を見に訪れることから、桜開花時期の前に、花だけではなく木の根元のフラス発見にも留意するよう啓発活動を強化

活性期（5月～9月）

非活性期（10月～2月）

桜開花時期（3月～4月）

啓 発 内 容

#### ○ナガエツルノゲイトウ

- ・ 発見時の通報の呼びかけ

#### ○クビアカツヤカミキリ

- ・ **成虫・フラス**発見時の通報の呼びかけ

#### ○クビアカツヤカミキリ

- ・ **フラス**発見時の通報の呼びかけ

#### ○クビアカツヤカミキリ

- ・ **花見イベント等の時期**に合わせて、**木の根元**の確認、**フラス**発見時の通報の呼びかけ

# 普及啓発の強化

## 啓発方法

### 啓発資材の作成

#### ○クビアカ啓発ポスターの作成

既存の啓発チラシに加え、県民の目を引くクビアカを強調したポスターを作成

#### ○啓発グッズの作成

家庭・職場・学校など日常的に目に触れる場所における効果的な周知を図るため、地域イベントやクビアカ見張り隊のノベルティ等として、ステッカー、マグネット、クリアファイル等の啓発グッズを作成

### 各種広報媒体を活用した情報発信

#### ○県広報媒体の積極活用

県公式X・インスタグラム等のSNSへの投稿、県広報誌(6月県民だよりひょうご)への記事掲載、県政広報番組での放送等、県広報媒体の積極活用による啓発活動を展開

#### ○啓発動画の放映

県HPやYouTube、デジタルサイネージ(三宮センター街大型スクリーン等)、県立施設等の公共施設などで昨年度制作した普及啓発動画を放映

#### ○ラジオによる啓発強化

Kiss FMやラジオ関西などの放送枠を適宜確保し、幅広い年代層への普及啓発を実施

#### ○庁内通知システムによる全職員への周知

日頃から公園・道路・河川・県立施設等の管理に関わる職員をはじめ、全職員に広く周知するため、庁内通知システムを活用し時期に応じた情報を発信

### 地域イベント等における普及啓発

#### ○県民局等主催イベント等における普及啓発

本庁や県民局、各種団体等が主催するイベントの中で、講演、ブース出展によるパネル・標本展示等を実施し、特に、昆虫等に関心のある小中学生向けの普及啓発機会を充実

##### R7の実施イベント

ひょうごエコフォーラム、北播磨かんきょうフェスタ、西播磨ボランティア祭、国際シンポジウム(丹波県民局) 等

#### ○団体等の主催する講習会・会合等への講師派遣

J A、土地改良区等農業関係団体や老人会、自治会等が開催する総会や各種会合等へ、県職員や専門家等の講師を派遣

## 4 意見交換

## 5 知事メッセージ

# 特定外来生物の防除への協力をお願い

## 1 ナガエツルノゲイトウの概要 《地球上最悪の侵略的植物》

国が特定外来生物に指定している南米原産の水生植物

### □ 農業被害等の発生

田畑で繁茂すると作物を覆い生育不良を生じたり、  
ため池等の水面を覆い尽くし、在来生物の生息環境を奪う

### □ 凄まじい繁殖力・再生力

わずか2mm程度の根の断片からも再生可能  
1シーズンに5m伸長

### □ 乾燥に非常に強く、耐塩性もあり

水生植物だが、陸上や海浜でも生育

### □ 県内発生状況

16市町※で発生 ※神戸、姫路、尼崎、明石、西宮、洲本、伊丹、加古川、  
西脇、高砂、川西、南あわじ、猪名川、多可、稲美、播磨  
平成元年 尼崎市で初めて発見（国内初）



### 【特徴】

- ・長い柄の先に球状の白い花
- ・茎から1対の葉が生える（対生）
- ・葉は主脈が目立つ
- ・茎は節があり、中が空洞で、表面がツルツル
- ・葉の先はやや尖る

**見つけたら、触らずに、県に通報を！**

※刈り取り等により、ちぎれて拡散すれば逆に被害を広げてしまいます。

通報はこちら



<注意事項> 生きたまま許可なく運搬してはいけません。（最高で個人の場合懲役3年以下もしくは300万円以下の罰金）

## 2 クビアカツヤカミキリの概要 《日本人の心である桜を食い荒らす昆虫》

サクラ、モモ、ウメなど主にバラ科の樹木に発生し、枯死させる特定外来生物

### □ 景観の悪化等

幼虫が樹木の内部を食い荒らし、公園、街路樹、学校のサクラや果樹園のウメ・モモなどバラ科樹木の枯死、倒木等が発生する。

### □ 凄まじい繁殖力

成虫は樹皮に最大1,000個近く産卵  
(6月初旬～8月初旬)  
車や鉄道に付いて生息地拡大

### □ 県内発生状況

10市町※で発生

※神戸市、明石市、西宮市、芦屋市、宝塚市、川西市、三田市、  
丹波篠山市、丹波市、猪名川町

令和4年6月 明石市で初めて発見



<成虫>



<幼虫>



<フラス>

### 【特徴】

- ・成虫の体長は約2～4cm
- ・光沢のある黒色で胸部（前胸背板）が赤い。
- ・幼虫は「フラス」という木くずと糞の混じったものを木の外に出す。

## 見つけたら、県に通報を！

- ・成虫は、殺虫剤をかけるか、靴で踏みつぶして、すぐにQRコードから通報をお願いします。  
(成虫が飛び立つと、生息地が拡大し、被害を広げてしまいます。)
- ・フラスを見つけた場合にも、触らず同様に通報をお願いします。  
(樹木に幼虫が生息していますので、退治します。)

通報はこちら



<注意事項> 生きたまま許可なく運搬してはいけません。(最高で個人の場合懲役3年以下もしくは300万円以下の罰金)